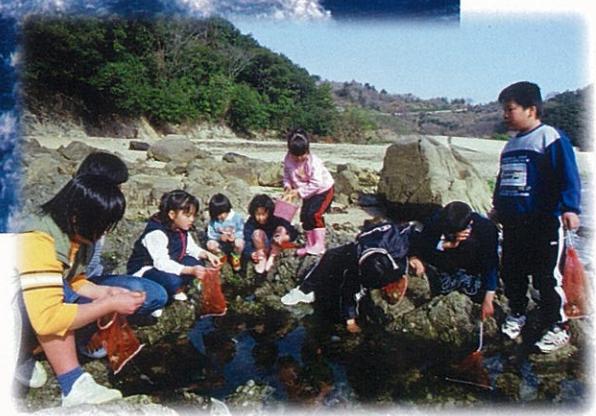


さとうみ



特定非営利活動法人 濑戸内里海（さとうみ）振興会



せとうちさとうみしんこうかい 瀬戸内里海振興会

瀬戸内のふるさとの海である里海の保全、再生、創造、活用並びに周辺地域のまちづくりの推進などに関する事業を行うことにより、地域の環境の保全と経済活動の活性化を図ることを目的として平成15年11月に設立しました。

あいさつ

理事長 山本 卓曹

瀬戸内は、古来より大陸諸国から近畿圏の古代首都群へ至る交通の要衝であり、多様で豊かな自然を育みつつ、生産や交流の場として地域の暮らしを支える生活の基盤でもありました。また、このような瀬戸内の海は、ふるさとの海、即ち里海として、一般市民の生活の母体であり、地域固有の環境や文化を育んできました。

一方、昭和40年以降、瀬戸内への環境の変化に対して、瀬戸内海環境保全特別措置法が制定されたことを始めとして、環境保全への取り組みが進められてきました。特に、近年は自然再生推進法が制定されるなど、環境に対する取り組みの方向性が従来の規制や保全を主軸とするものから積極的な創出を企画するものへと新たな展開を見せ始めているところであります。

折しも、当会設立は、瀬戸内海環境保全特別措置法の制定から三十周年の節目を迎えた年でもあり、「里海としての瀬戸内海」に展望を見いだそうとしています。

更に、自然再生推進法や環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の制定と施行がなされたところであり、一般市民が環境と触れ合いながら学び、環境の保全や創出活動に積極的に参加する機会の増大が図られたところであります。

里海の環境や文化の保全と活用を図りつつ、それらを核とする周辺地域の町づくりと交流の促進による地域経済の活性化を有効に進めるためには、国、地方公共団体などの公的機関のみならず、観光、旅行なども含む広範な民間事業者及び一般市民の参加が必要であります。

このような新たな時代のニーズに応えるため、地元市民の自主的な活動を主としながら、産官学の連携と協業の下、より有効な活動を進めるため、本法人を設立しました。

皆様のご参加をお待ちしております。



事業内容

瀬戸内里海振興会では、多くの住民が「里海」とふれあいながら、学び、研究し、情報発信することで、「里海」の保全と地域の活性化に役立つ様々な事業を行います。

- ①瀬戸内海の保全、再生、創造、活用に関する調査研究などに関する事業
- ②瀬戸内海の保全、再生、創造、活用に関する情報の普及に関する事業
- ③瀬戸内海をベースとする「まちづくり」の推進に関する事業
- ④瀬戸内の海辺における自然体験活動、環境教育の振興に関する事業
- ⑤瀬戸内海のイベント、シンポジウム、講演会、見学会などに関する事業
- ⑥瀬戸内海の産・官・学・民との連携事業に関する事業
- ⑦瀬戸内海を愛する学術、文化、スポーツに関する事業
- ⑧その他、国や地方公共団体の行う清掃事業やリサイクル事業の支援に関する事業



会員

会員の種別

- 正会員（個人・団体） この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体
- 賛助会員（個人・団体） 正会員以外の個人及び団体

		正会員	賛助会員
資格		総会の承認	
総会	参加	できる	できない
	定足数に数えるか	数える	数えない
	議決権	ある	ない
会費		(個人) 入会金 2000円 年会費10000円 (団体) 入会金 2000円 年会費30000円	(個人) 入会金 1000円 年会費 5000円 (団体) 入会金 1000円 年会費15000円

※年会費は毎年4月1日より翌年3月31日までの1カ年です

入会・退会について

●入会

本会に入会を希望する個人・団体は、「入会申込書」に必要事項をご記入後、事務局まで送付してください。（郵送・FAX）

●退会

脱会する時は、その旨を事務局宛に連絡してください。

継続して2年以上会費を滞納した場合には、退会したものとみなします。



特定非営利活動法人 濱戸内里海振興会
〒730-0012 広島市中区上八丁堀8番23号907
TEL : 082-298-1221 FAX : 082-298-1220
URL <http://www.satoumi.org>
E-mail office@satoumi.org